

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
 税理士・行政書士
小川 富也
 〒796-0068
 八幡浜市浜之町180番地
 TEL 0894-24-3355
 FAX 0894-24-2882



LINEで新型コロナ支援情報 アプリ内で支援メニュー検索

経済産業省はLINEアプリを活用して、新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者へ支援情報を提供するLINE公式アカウント「経済産業省 新型コロナ 事業者サポート」を開設した。「友だち」登録すると、アプリ内で支援メニュー検索機能を利用でき、経産省が発信する支

援メニューの最新情報を随時受け取れる。

公式アカウントは次のとおり。
 アカウント名：経済産業省
 新型コロナ 事業者サポート
 LINE ID：@meti_chusho

実質無利子・無担保融資 民間金融機関でも開始

経済産業省は、信用保証制度を利用した都道府県による制度融資に対し補助を行うことで、地銀や信用金庫などの民間金融機関においても、実質無利子、無担保、据え置き期間最大5年の融資を可能とした。民間金融機関の信用保証付き既往債務の実質無利子融資への借換えを可能とし、

事業者の負担を軽減する。

融資上限額は3000万円。利子補給は当初3年間。信用保証料は半額もしくはゼロとなる。セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定が必要。フリーランスを含む個人事業主は前年同月比5%以上の売上減で保証料・金利ともゼロ。中小企業は5%以上なら保証料は2分の1負担、15%以上で保証料・金利ともゼロとなる。

詳しくは経産省のホームページへ。
<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200501008/20200501008.html>

新型コロナに立ち向かう 中小企業などを紹介

中小企業庁は「2020年版中小企業白書・小規模企業白書」を公表した。白書では、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中でも、これに立ち向かう中小企業が紹介されている。

例えば、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、「感染症BCP(事業継続計画)」に基づき、テレワークなどの対策を速やかに実施した企業、完全個室のフィットネスジムを開発した企業、学校の臨時休業に合わせて、社内に子供たちを受け入れ、従業員の生活を守った企業なども紹介した。

また、観光・飲食業界の従業員を期間限定アルバイトとして受け入れる警備業者など多くの事例が掲載されている。



特別定額給付金

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づく家計支援を目的とした給付金。

令和2年4月27日において住民基本台帳に記録されている人に1人につき10万円が給付される。世帯主が、同一世帯全員分の申請を行うことができる。

感染症拡大防止の観点から、申請は「郵送申請方式」と「オンライン申請方式」のみとし、給付金は金融機関口座への振り込みにて行う。

受付や給付開始日は、市区町村において決定。「郵送申請」「オンライン申請」それぞれに受付開始日を設定可能。申請期限は、郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内。



新型コロナウイルス感染症による 納期遅延と法的問題

— 不可抗力による免責

新型コロナウイルス感染症の拡大により、仕入れ先から部品や資材が調達できず、商品が納期に間に合わない事例が相次いでいます。このような場合に「不可抗力」による免責が認められるか否かが問題になります。そこで今回は、新型コロナウイルス感染症の影響による納期遅延と法的問題について取り上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、納品に遅延が生じるケースがあります。例えば、海外から輸入していた部品や資材が届かず、

商品の製造が十分にできなかった場合などがあります。

納期に売買の目的物を引き渡すことができなかった場合、債務者は履行遅滞による「債務不履行」責任を負います。しかし、その債務不履行が天変地異など当事者のコントロールが及ばない事由によるものである場合は、「不可抗力」による免責が認められる可能性が高いといえます。不可抗力とは、取引上普通に要求される程度の注意や予防方法を講じてもおお防止できない外部的な事象といえます。

典型的な例としては、台風、地震、洪水、津波などといった自然災害、戦争、騒乱、テロなどの社会現象があります。このほか、今回の新型コロナ

●不可抗力条項の規定例●

第〇条（不可抗力）

本契約の一方当事者が、次の各号に定める事情に起因して本契約又は個別契約上の義務の履行を遅滞し又は履行不能となったときは、その責を負わないものとする。

- (1)自然災害、火災及び爆発
- (2)伝染病
- (3)戦争及び内乱
- (4)革命及び国家の分裂
- (5)公権力による命令処分
- (6)暴動
- (7)その他前各号に準ずる事態

コロナウイルスの感染拡大のような疫病の発生も契約書の不可抗力条項に含まれることが多いといえます。

一方、感染症や大地震が不可抗力にあたるとしても、契約の履行ができなくなったことが、すべて不可抗力に起因するものであるとは必ずしもいえません。感染症が大流行した後、契約の不履行が生じた場合であったとしても、感染症とは別の原因によって契約の不履行が生じた場合もあれば、不可抗力と契約の不履行に一定の関係があるとしても直接の関係があるとはいえない場合もあります。

例えば、新型コロナウイルスの蔓延に伴い必要な物資が高騰したため入手のハードルが上がったものの高騰した価格であれば入手できないわけではない場合や部品の調達やルートなど他の代替手段が考えられる場合などがあります。また、休校によって保護者の休暇により人材が確保できないとしても、これはあくまで内部的な事情であり、契約当事者の努力によって不履行の回避が可能であることから不可抗力とは認められない可能性が高いといえます。

したがって、個別コースごとに不可抗力によって契約の不履行が生じ

たと合理的にいえるかどうか（両者に相当な因果関係があるかどうか）を判断することになります。

■契約書の不可抗力条項■

取引契約書などには、「洪水、台風、地震、津波：その他不可抗力による債務不履行については、その責任を負わない」とする不可抗力条項を設定している場合があります。このような条項は、不可抗力の内容を具体化し、紛争のリスクを低減するものといえます。しかしながら、今回のコロナウイルス感染症についてみると、不可抗力条項に「疫病」や「感染症」が列挙されていない場合には条項の解釈をめぐって紛争になるリスクがあります。

また、部品や材料の調達不能によって二次的、三次的に影響が拡大し、サプライチェーンが機能しなくなった場合、どの範囲までが不可抗力の適用対象になるのかが問題になるリスクもあります。

このように不可抗力による免責の有無は、個々の事情を踏まえて事案ごとに判断せざるを得ない面があります。そのため新型コロナウイルス感染症による影響について事前に取引先と協議して、一定のコンセンサスを得ておくことが重要になります。



持続化給付金の申請始まる 中小は最大200万円支給 ■対象、支給要件、申請方法など■

新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが前年同月比で50%以上減少している法人や個人事業主に対して、現金を給付する「持続化給付金」の申請受付が始まりました。持続化給付金は、感染症の拡大により、営業自粛等により特に深刻な影響を受けている事業者に対して、現金給付を行い、事業の継続を支援する制度です。そこで今号では「持続化給付金」の概要について取り上げます。

「持続化給付金」は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うインパクトの急減、自粛などの影響を受けている中堅企業、中小企業、小規

中小企業など法人 最大200万円

フリーランス含む個人事業主 最大100万円

支給要件
売り上げが前年同月比で50%以上減少
[減少分の計算方法]
前年の総売上(事業収入) - (前年同月比50%以上減の月の売り上げ × 12カ月)

例 2019年の総売上が1200万円で、月別の売り上げが下記の法人の場合

| | 1月 | 2月 | 3月 |
|-------|-------|-------|-------|
| 2019年 | 100万円 | 100万円 | 150万円 |
| 20年 | 90万円 | 80万円 | 70万円 |
| 前年同月比 | 約10%減 | 約20%減 | 約53%減 |

1200万円 - 840万円(70万円 × 12カ月) = 360万円
最大200万円の給付が受けられます

模事業者、フリーランスを含む個人事業者などに対して、事業の継続を支え、再起の糧としてもらうため、事業全般に利用できる給付金を支給する制度です。

■対象

対象は、新型コロナウイルス感染症の影響により売り上げが前年同月比で50%以上減少している資本金10億円未満の中堅・中小企業や個人事業主です。また、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人といった会社以外の法人も給付対象となります。

■支給要件

2019年の売上高を基準にし、2020年中の売上高が50%以上減少した月の売り上げから計算することを基本とします。

2020年1月から2020年12月のうち、前年同月比で売上が50%以上減少したひと月について事業者が選択できます。具体的にいうと、2020年1月から2020年12月のうち、いずれか1月でも売上が2019年の同じ月と比べて50%以上減少しているのであれば支給要件を満たすということになります。

■算出方法

給付額…前年の総売上(事業収入) - (前年同月比 ▲50%月の売上 × 12カ月)

この金額が法人は200万円、個人事業主は100万円を下回る場合には、上記の計算式によって計算した金額が給付を受けられる最大額となります。

■申請に必要な書類や申請手順

- 申請期間は、2020年5月1日から2021年1月15日までです。申請に必要な書類は以下のとおり。
- 2019年(法人は前事業年度)確定申告書類
- 売上減少となった月の売上台帳の写し
- 通帳の写し

確定申告書類は、「確定申告書別表一」の控えが1枚、「法人事業概況説明書」の控えが2枚の計3枚を用意しましょう。
売上台帳の写しは、フォーマット

の指定はなく、対象月の事業収入額が分かるもの(2020年〇月と明確に記載されているなど)であれば、経理ソフト等から抽出したデータ、エクセルデータ、手書きの売上帳などでも構いません。

■申請手順

- 申請は、持続化給付金ホームページからの電子申請となります。大きなステップは以下のとおりです。
- 持続化給付金ホームページへアクセスする
- 必要事項を入力し、仮登録↓本登録を済ませる
- 必要書類を添付する

申請が無事承認されると、2週間程度で給付通知書が届き、申請時に登録した口座に入金されます。

■コールセンター

「持続化給付金」専用のコールセンターが設置されました。電話は大変混み合うことが予想されますので、経済産業省や事務局のホームページも併せてご利用ください。

◇持続化給付金事業コールセンター受付時間：8時30分～19時00分
直通：0120-1151570
IP電話専用回線：03-6831-0613

◇事務局ホームページ(パソコン、スマートフォンから申請可能)
<https://www.jizokukakkyufu.jp/>



令和2年度税制改正 電子帳簿等保存制度の見直し

バックオフィスの効率化による企業等の生産性向上を図る観点から、令和2年度税制改正において、電子的に受け取った請求書等をデータのまま保存する際の要件について、受領者側が自由にデータを改変できないシステム等を利用している場合には、「タイムスタンプの付与を不要とする」など、電子データの保存方法の選択肢を拡大する措置が行われました。

現行 (改正前)

現行制度では、電子取引を行った場合の帳簿書類の保存方法について、「受領者側でタイムスタンプを付与」、又は「事務処理規程を作成」することが要件とされています。

改正後

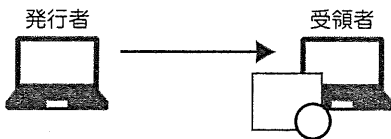
改正後は、前記の保存方法に加え、「発行者側がタイムスタンプを付与した電子的記録を保存」、「受領者が自由にデータを改変できないシステム等を利用」する方法が追加されました。

適用時期

この改正は令和2年10月1日から適用されます。

現行

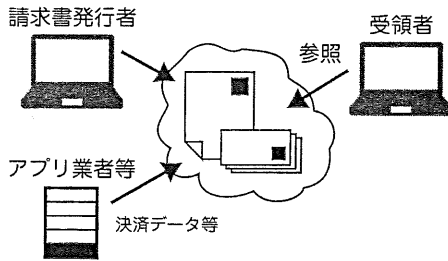
- a. データの受領後遅滞なくタイムスタンプを付与、又は
- b. 改ざん防止等のための事務処理規程を作成し運用



受領者側にてタイムスタンプを付与
(発行者側で付している場合も必要)

改正後(左記に加え以下も可)

- c. 発行者側でタイムスタンプを付与
- d. ユーザー(受領者)が自由にデータを改変できないシステム(サービス)等を利用



6月の税務と労務

一 税 務

- ★ 所得税の予定納税額の通知
通知期限…6月15日
- ★ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
納付期限…6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
- ★ 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(前年12月~5月分)の納付
納付期限…6月10日
- ★ 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
申告期限…6月30日
- ★ 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…6月30日
- ★ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
申告期限…6月30日
- ★ 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
申告期限…6月30日
- ★ 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
申告期限…6月30日
- ★ 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)
申告期限…6月30日

一 労 務

- ★ 令和2年度労働保険年度更新手続き
申告・納付期限…6月1日~8月31日(新型コロナウイルス感染症の影響により期間延長)
- ★ 健保・厚保の保険料の納付
納付期限…6月30日

同じ時間に同じ場所(会社)に行かなければいけないということ、満員電車に乗って仕事に行くことが当たり前であった人が多いと思いますが、新型コロナウイルス感染症の影響により「リモートワーク」が急速に進んでいます。リモートワークとは、「remote=遠隔・遠く」「work=働く」の2つを合わせた造語です。「遠くで働く」となることから、言葉の意味は「在宅勤務」「テレワーク」とほとんど同じと言えます。▼リモートワークの普及により、働く場所と

リモートワーク

住む場所の関係性も大きく変化することが予想されます。中小企業においても、通勤時間のかからない在宅勤務の導入や副業を受け入れることで、採用機会が大きく広がる可能性があります。短時間勤務などを組み合わせれば、子育てや介護と両立しながら少しでも働きたいと考えている人の力を活かす余地が生まれます。▼こうした多様な働き方・働き手を受け入れるための社内体制を整備することも、コロナ収束後の人材確保に向けた備えとして有効と思われる。